平成２５年（フ）第７２６６号
千葉県浦安市北栄２丁目８－５－312
債務者　溝正　　悠
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２７０号
東京都品川区旗の台３丁目11－１　米津方205
債務者　濱　　勝廣
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２７１号
千葉県市原市五井東２丁目２－10－Ｂ－203
債務者　井関　　文
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２７４号
神奈川県横浜市栄区上郷町1079－８
債務者　児山　美香
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２７５号
埼玉県志木市下宗岡４丁目13－９－101
債務者　佐藤　正人
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２７６号
東京都世田谷区瀬田４丁目４－11
債務者　森田知恵子
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２７８号
神奈川県横浜市港北区綱島西２丁目23－34－201
債務者　中川　登雄
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２７９号
東京都日野市大字日野533－６　クリオ日野壱番館211
債務者　古端　千裕
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７０号
沖縄県宜野湾市我如古２丁目８番15－210号コーポ志真志
債務者　大城勝一郎
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月４日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第３２号
長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町695番地の３
債務者　首藤なお美
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月11日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第５２９号
東京都武蔵野市西久保２丁目22番10号第２ダニエルビル306
債務者　笹森　洋佑
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月５日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１６２号
神奈川県藤沢市湘南台３丁目13番地の15　秀和荘101
債務者　大八木和枝
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７１２３号
千葉県松戸市和名ケ谷828－12
債務者　黒河内伸浩
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２５４号
東京都大田区仲六郷２丁目41－13－410
債務者　藤田　利明
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２５５号
東京都大田区仲六郷２丁目41－13－410
債務者　藤田真寿子
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部